

第6表 救助体制等

平成15年4月1日現在

区分 団体区分	救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第3条の規定にもとづくもの						左のうち同令第4条の規定に基づくもの						救助工作車
	救助隊			救助隊員			救助隊			救助隊員			
	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	専任	兼任	
県計	57	33	24	936	516	420	44	31	13	743	504	239	54
千葉市	4	4		56	56		4	4		56	56		4
銚子市	1		1	22		22	1		1	22		22	1
市川市	4	4		72	72		4	4		72	72		6
船橋市	3	3		54	54		3	3		54	54		3
木更津市	1	1		15	15		1	1		15	15		1
松戸市	3	3		42	42		3	3		42	42		3
野田市	1		1	18		18	1		1	18		18	1
成田市	1	1		16	10	6	1	1		16	10	6	1
習志野市	2	2		32	32		2	2		32	32		2
柏市	2	2		40	40		2	2		40	40		2
市原市	4	4		58	58		4	4		58	58		4
流山市	1	1		12	12		1	1		12	12		1
八千代市	1	1		20	20		0			20	20		1
我孫子市	1	1		23	19	4	1	1		23	19	4	1
鎌ヶ谷市	1		1	14		14	1		1	14		14	1
君津市	1	1		12	12		0			0			1
富津市	1		1	18		18	1		1	18		18	1
浦安市	1	1		23	23		1	1		23	23		1

区分 団体区分	救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第3条の規定にもとづくもの						左のうち同令第4条の規定に基づくもの						救助工作車
	救助隊			救助隊員			救助隊			救助隊員			
	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	専任	兼任	
四街道市	1		1	20		20	1		1	20		20	1
袖ヶ浦市	1	1		14	14		1	1		14	14		1
富里市	1	1		18	15	3	1	1		18	15	3	1
関宿町	0			0			0			0			1
沼南町	1		1	12		12	0			0			
栄町	0			0			0			0			1
小見川町外2町 消防組合	1		1	16		16	1		1	16		16	1
佐原市外5町 消防組合	1		1	12		12	1		1	12		12	1
旭市外3町 消防組合	1		1	19		19	1		1	19		19	1
安房郡市広域 市町村圏事務組合	4		4	54		54	2		2	30		30	2
長生郡市広域 市町村圏組合	1	1		12		12	1	1		12		12	1
八日市場市外3町 消防組合	1		1	18		18	0			0			1
山武郡市広域 行政組合	3		3	46		46	1		1	23		23	2
佐倉市八街市 酒々井町消防組合	4	1	3	64	12	52	1	1		12	12		1
印西地区 消防組合	2		2	32	10	22	2		2	32	10	22	2
夷隅郡市広域 市町村圏事務組合	2		2	52		52	0			0			2

- (注) 1. 「専任救助隊」とは災害時において、専ら救助工作車で出勤し救助活動を行う隊をいう。
2. 「兼任救助隊」とは災害の態様により、救助活動のほか消火活動等を兼ねる隊をいう。
3. 「専任救助隊員」とは辞令又は職務命令により専ら救助活動を行う者(ただし、救助を要しない火災時には、消火活動を行う者を含む。)
4. 「兼任救助隊員」とは専任救助隊員以外の者をいう。